

嘉麻市と福岡県立稲築志耕館高等学校との包括連携協定

嘉麻市（以下「甲」という。）と福岡県立稲築志耕館高等学校（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、教育、人材育成及び地域社会の発展の更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互の資源を有効に活用することにより、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）協働のまちづくりに関する事項
- （2）教育活動の発展普及に関する事項
- （3）地域貢献に資する人材育成に関する事項
- （4）スポーツ・文化・芸術の活動及び推進に関する事項
- （5）その他、目的を達成するために必要と認める事項

2 両者は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

3 両者のいずれかが、連携事項について変更を申し出たときは、その都度両者協議の上、必要な変更を行う。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関

して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

令和8年7月21日

甲 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市

嘉麻市長

嘉麻市長 署名

乙 福岡県嘉麻市岩崎1318番地1

福岡県立稲築志耕館高等学校

校長

稲築志耕館高校 校長 署名